

令和7年10月版 総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 改定概要

1 評価基準等の改定

- (1) 評価項目「配置予定技術者の能力」のうち、「有資格者の配置」として評価する保有資格を追加
 - ・農林水産省は、評価項目「技術者評価」のうち、「配置予定技術者の保有資格」の評価対象として、技術士（農業土木又は当該工事に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、コンクリート技士を定めている。
 - ・農地局では、これまで「有資格者の配置」として評価する保有資格として登録基幹技能者を定めているが、登録基幹技能者の他に、これら6資格を評価するよう改定する。（工事特性に応じて、いずれかの者を選択し設定するようにする）
- (2) 評価項目「配置予定技術者の能力」のうち、「技術者表彰の受賞」として評価する表彰対象者を追加
 - ・これまで評価対象とする知事表彰は「優秀主任技術者賞」のみに限定していたが、「若手・女性技術者賞」を含んだ知事表彰全般を評価対象とするよう改定する。
 - ・加点対象となる技術者表彰の一つである所長表彰については、現在は組織再編により農林事務所長からの表彰となったため、土地改良事務所長表彰を削除し、農林事務所長表彰のみに改定する。
- (3) 評価項目「企業の施工能力」のうち、「ICT 施工技術の活用」として評価する対象工事の、基となる要領を変更
 - ・令和6年10月から「茨城県農林水産部農地局が発注する ICT 工事試行要領」を施行したため、対象工事の基となる要領を土木部要領から農地局要領に改定する。

2 技術評価点 **【変更なし】**

3 その他

- (1) 過去の対象期間を改定年度に合わせて改める。
- (2) 誤謬等を修正する。

以 上